エネとくＳプラン

（需給契約要綱）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

エネとくＳプラン

1　契　約　種　別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は，エネとくＳプランＢといたします。

2　対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1)　お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

(2)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

3　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

4　契　約　電　流

(1)　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(2)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

5　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気標準約款［低圧］（以下「標準約款」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，標準約款別表 2（燃

料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は，標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は，標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	572 円 10 銭
契約電流 15 アンペア	858 円 15 銭
契約電流 20 アンペア	1,144 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,716 円 30 銭
契約電流 40 アンペア	2,288 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,860 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,432 円 60 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

定 額 料 金	1 契約につき最初の 150 キロワット時まで	5,076 円 50 銭
従 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	45 円 52 銭

6　そ　　の　　他

(1)　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(2)　この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，

原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

(3)　当社は，標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，定額料金（契約電流を変更したことのみにより料金を日割りする場合の定額料金を除きます。）および料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表（定額料金等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(4)　この契約要綱に定めのない事項については，標準約款によるものといたします。

附　　則

1　実　施　期　日

この契約要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2　この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，定額料金および料金適用上の電力量区分は，別表（定額料金等の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別　　表（定額料金等の日割計算の基本算式）

1　定額料金を日割りする場合

基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

2　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{定額料金適用電力量} = 150\ \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，定額料金適用電力量とは，1 により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。また，定額料金適用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ただし，標準約款 17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は，$\dfrac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。

3　この契約要綱の適用を開始し，またはこの契約が消滅した場合の 2 にいう計量期間等の日数は，次のとおりといたします。

(1)　この契約要綱の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(2)　この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

4　この契約要綱の適用を開始し，またはこの契約が消滅した場合の 2 にいう暦日数は，次のとおりといたします。

(1)　この契約要綱の適用を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(2)　この契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。